

東郷町地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項、第54条の2第5項、第78条の2第7項、第78条の4第6項、第115条の12第5項及び第115条の14第6項に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの適正な運営を確保するため東郷町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の掲げる事項とする。

- (1) 東郷町（以下「町」という。）が行う地域密着型サービスの指定に際し、東郷町長（以下「町長」という。）に対して意見を述べること。
- (2) 町が行う地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に際し、町長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービス事業者の質の確保、運営評価その他町長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について、協議すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 介護保険の被保険者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- (3) 介護サービス又は介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保健、医療又は福祉の関係者
- (5) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係者に委員会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉部長寿介護課に置く。

(報償)

第8条 委員会に出席した委員（公務で欠席した者を除く。）には、予算の定めるところにより報償金を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は福祉部長が行う。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年11月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。